

埋蔵文化財行政と地域研究

岡山大学名誉教授 稲田孝司

〔日時〕 平成 29 年 2 月 1 日（水）

〔会場〕 ピアザ淡海（滋賀県立県民交流センター）

はじめに

おはようございます。ご紹介いただきました稲田でございます。今日は「埋蔵文化財行政と地域研究」というテーマで話をいたします。今回の講習会のテーマでは、埋蔵文化財行政における研究のあり方、地域研究のあり方、組織的な研究と個人研究のあり方などが話題になるようですが、そもそも埋文行政の職場では「研究」という言葉をなかなか出しづらい、というのが一般的な傾向でしょう。調査員が発掘現場でやっている仕事は考古学の研究そのものなのですが、法律や役所の建前はそうではない、そこに多くの悩みや難しさがあるわけですね。今回の講習会のテーマは、その問題から逃げない、埋文行政における行政的な側面と研究の側面とを相容れない困難としてとらえるのではなく、相乗効果を発揮する二つの側面としてプラス方向に考えられないか、という意欲的な問題提起のように思われます。

日本の埋文行政では考古学とか研究という言葉を使わない、それには日本的な事情があるわけです。世界のなかではかなり特殊でしょう。ヨーロッパの場合、とくにフランスでは法律の中に「考古遺跡」とか、「事前考古学はあらゆる学術研究に適用される原則により管理される」などと書かれています。行政で呼ぶときにも、日本のような「埋蔵文化財行政」ではなく、「考古行政」と呼ぶ。埋文行政の担当部署は、文化省の出先機関である「考古課」です。考古学の歴史には国々で違いがあり、ヨーロッパの場合には考古学という学問が早くから市民権を得ていた、行政的な認知度が高かった、というような背景のもとで文化財保護行政が発展していった、という事情もあるわけです。

日本の場合は、戦後の昭和25（1950）年に文化財保護法ができる段階では、まだまだ考古学というのはマイナーな学問分野でして、考古学のために遺跡を保護するといった発想は出てこない。少なくとも行政のなかでは、そんな法的枠組みはつくれないし、つくらなかったわけです。しかし、遺跡が壊されては困る。そこで遺物、遺跡といった考古学用語にかえて、埋蔵文化財、埋蔵文化財包蔵地などの言葉を造語し、文化財保護法に保護の規定を設けたわけです。

そういう事情があったとしても、みなさんが毎日やっている仕事は考古学の発掘調査そ

のものじゃないか、なぜこれを考古学といわないで埋蔵文化財行政、埋蔵文化財の調査というんだ、という疑問は残りますね。

では、日本ではじめから考古学という学問を錦の御旗に掲げて遺跡保護の行政をしていれば本当に発掘調査や遺跡保護が進んだのかというと、それは疑問でしょう。考古学という旗を掲げなかった日本の方が、つまり埋蔵文化財行政の方が、ヨーロッパでいうところの考古行政よりも、事前発掘でも遺跡保護でも大きな実績をあげたのです。

例えばフランスの場合ですと、開発事業に対応するための遺跡保護体制が確立したのは、「事前考古学に関する2001年1月17日付け法律第2001-44号」が成立してからです。学界や研究者が大きな運動をし、政府へ働きかけたのです。この法律が2003年に一部改正され、現行法となっています。開発事業関係の発掘調査、調査経費の事業者負担、国が関与した調査機関などは2001年法以前にもあったのですが、対応は部分的で体制が弱かったのです。その頃の法律は、「考古学発掘の規制に関する1941年9月27日法」という法律だけでした。考古学の発掘を国が規制する、国が学問を統制する、というのです。法制定時の政権のイデオロギー政策が絡んでいたわけで、歴史や考古学の研究が法律や行政の前面に出てくると政治や国家体制に翻弄されやすい。第二次世界大戦中の特殊な状況下でできた法律でしたから、刑法による厳罰で発掘を規制したけれども、戦後の開発事業による遺跡破壊には対応できなかったわけですね。

日本の文化財保護法の体系では、考古学という一つの学問のために遺跡を保護するものではありません。遺物や遺跡つまり保護法のいう埋蔵文化財やその包蔵地が「国民的財産」であるから保護するのだ、という枠組みです。そういう枠組みのためにあえて考古学用語を使わず、埋蔵文化財や埋蔵文化財包蔵地といった用語をつくったのです。ややぎこちない言葉

1950(昭和25)年 文化財保護法制定
1966(昭和41)年 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
1980(昭和55)年 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法
1992(平成4)年 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約、日本受諾
2001(平成13)年 文化芸術振興基本法
2002(平成14)年 文化芸術の振興に関する基本的な方針、閣議決定
2006(平成18)年 地方公共団体から世界遺産暫定一覧表に追加記載すべき文化資産を公募
2007(平成19)年 歴史文化基本構想(文化審議会文化財分科会企画調査会)
2008(平成20)年 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)
2008(平成20)年～2010(平成22)年 文化財総合的把握モデル事業
2011(平成23)年 文化芸術の振興に関する基本的な方針(文化芸術振興基本法に基づく第三次基本方針)、閣議決定
2011(平成23)年～2013(平成25)年 文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業
2015(平成27)年～ 文化遺産を活かした地域活性化事業(歴史文化基本構想策定支援事業)
2015(平成27)年～ 日本遺産の認定



鹿児島県奄美市
文化財総合的把握モデル事業、その後

第1図 文化財保護の流れ

ですが、保護法の制定過程を国会の議事録などで調べると、法案の作製にかかわった当時の人びとが工夫と努力を重ねたことが分かります。

埋蔵文化財が国民的財産であるからこそ、日本では行政の中に埋蔵文化財保護という分野を確立することが早くできた。そして、昭和39（1964）年以降、開発事業に際して遺跡破壊の恐れがある場合には開発事業者が発掘調査経費を負担し地方公共団体が発掘調査を担当する、そしてその成果を整理・報告して国民に返していくという、こういう省庁間の覚書ができて、これが今日の埋蔵文化財保護行政の根幹になっているわけです。

だから、日本で表立って考古学とか研究といわない、何となくすっきりしない面があるかもしれないけれども、その反面で、これだけ大きく国民の中に根づいた埋蔵文化財行政を築くことができたんだという、その点をよく理解しておく必要があるのではないかと思います。

1. 日本における文化財保護の歴史

（1）日本の文化財・文化遺産保護における三つの流れ

そういうわけですから、埋文行政の中での研究のあり方、あるいは地域研究のあり方ということを考えてときにも、まず文化財行政全体の流れの中で埋蔵文化財行政がどのような位置づけにあったのか、を見ておくことがとても大切です。この図（第1図）は、今日の文化財、そしてより広く文化遺産・歴史遺産というものにかかわる行政が、大きく見て三つの要素、三つの流れでもって形成されていることを示しています。

文化財保護法 一つは、一番上に書いてある文化財保護法です。最初にすでにふれましたが、この文化財保護法は、戦前の「史蹟名勝天然紀念物保存法」、「国宝保存法」、「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」、こういうものの骨組みを引き継いでつくられたものですから、保護対象の文化財数が限られている。少数の文化財を指定し、非常に厳格な規定で恒久保存する、現状を変えないということを基本原則とする法律です。地方には地方の指定文化財があるのですが、どちらかといえば中央集権的な伝統をうけた行政といえるでしょう。

古都保存法・歴史まちづくり法 もう一つが、昭和41（1966）年の「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」ですね。いわゆる「古都保存法」。それから、昭和55（1980）年の「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備に関する特別措置法」、いわゆる「明日香村特別措置法」。それから最近では平成20（2008）年の「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」、通称「歴史まちづくり法」で、これは皆さんのなかにも取り組んでおられる方がいると思います。

この旧建設省、今日の国土交通省の所管する保護の仕方というのは、市町村を基礎にして非常に広い範囲を、しかもそこでは実際に市民が生活しているわけですから、住民が豊かに生活できて、なおかつ文化的・歴史的な景観ですとか、文化財的な価値をちゃんとまもっていかうという、こういう大きな流れがあります。これは文化庁とは所管が違うので教育委員

会の中などではあまり話題にされませんが、これが今日的な文化財・文化遺産行政に非常に大きな影響を及ぼしてきていることも間違いがないわけです。

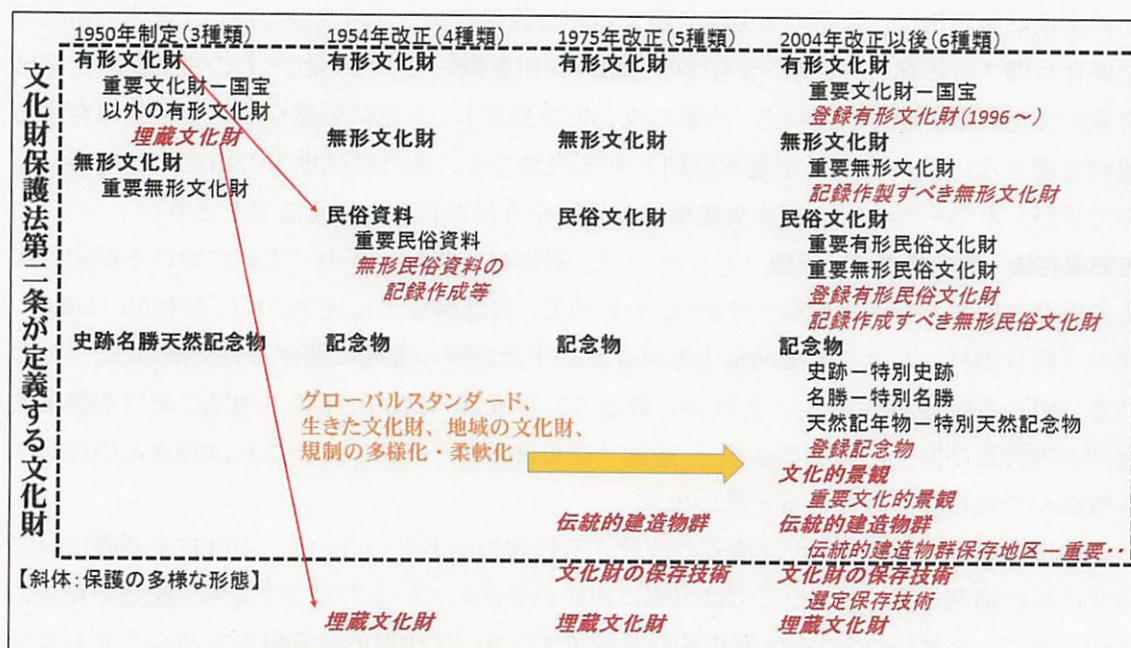
世界文化遺産条約 それから、最後の一つが「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」、いわゆる「世界遺産条約」ですが、日本はこれを平成4（1992）年に受諾して締約国になりました。要するに日本の文化財行政も世界のグローバルスタンダードと向き合っていかなければならないという、これが3番目の流れです。

この三つの要因・流れが、今日の文化財行政全体のあり方を規定していますし、埋文行政の今日の在り方、そして、今日のテーマにもなっております地域研究、こういうものにもかかわってくるように思います。

（2）歴史文化基本構想

このような経緯を踏まえると、一つの大きな転換点として、平成19（2007）年の歴史文化基本構想があります。この中でいわれたことは、従来は国や地方の指定文化財が行政的な保護対象となってきたが、そういう指定文化財だけじゃなくて、同じ地域にある埋蔵文化財だとか、指定文化財以外のものでも地域にとって意味のある文化遺産・歴史遺産なら、それらをまとめて保護するやり方があるんじゃないか、ということでした。この提言の後、平成20年度からの「文化財総合的把握モデル事業」、平成24年度からの「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」、平成26年度からの「文化遺産を活かした地域活性化事業」などが続き、それが今日の「日本遺産」にまでつながってきています。

例えば、このモデル事業の中で、鹿児島県の奄美市でおこなわれた事業もその一つですけれども、集落ごとにこういう地域の文化財をまとめた説明看板を作って立てています（第1図の下）。そして、例えば、この地域にある石垣の謂れであるとか、自然のゴツゴツとした



第2図 文化財の種類

岩に関する地元の伝説、地元の伝統的な料理にはこんなものがあるとか、そういうことをまとめた説明をやっているのです。つまり、指定文化財だけじゃなくて、地域の人々が住んでいる生活そのものを文化財として見直していこうという事業が進んでいるわけです。

(3) 文化財保護法の変遷

もう一つの図（第2図）を見てください。これはこれまでとは視点を変え、文化財保護法における保護の種類の歴史的な変化をまとめたものです。この外側にある点線の枠組み、これが文化財保護法第2条の定義する「文化財」です。図の右端が現在の「文化財」の種類の構成で、埋蔵文化財というのはこの定義の「文化財」から外れています。文化庁公式の「文化財保護の体系」模式図でもこのようになっています。どうしてこうなるのでしょうか。

埋蔵文化財の位置 最初、昭和25（1950）年に文化財保護法が制定されたときには、文化財の種類は、国宝・重要文化財などからなる有形文化財、そして無形文化財と史跡名勝天然記念物の三つがあったわけです。そして、埋蔵文化財というのは、この有形文化財のなかに、「重要文化財以外の有形文化財」として、含まれていたわけです。

ところが、昭和29（1954）年の保護法改正にともない、このときに初めて埋蔵文化財が一つの章として独立した規定をもったわけです。開発事業がだんだん増えてきて、埋蔵文化財行政の条文を整備しなくちゃいけないというので、条文が増えて章に昇格したのです。しかし有形文化財とは別の章として独立した結果、第2条規定の「文化財」の枠から外れてしまった、ということですね。このとき、同じく有形文化財に含まれていた民俗資料は、有形文化財、無形文化財と並んで、あらたな民俗資料という種類の文化財に独立しました。同じ独立するのでも、文化財の新たな種類として独立するのと、文化財の枠外へ出るのとでは、意味がまったく違いますね。

重要伝統的建造物群保存地区 それから、昭和50（1975）年にも大きな法改正があります。このときには、新たに伝統的建造物群保存地区が追加されました。この伝統的建造物群保存地区や文化的景観の手法は、いわゆる風致に関して旧建設省や国交省でやっていたような保護の仕方、規制の仕方からいろいろ影響を受けています。まず地方公共団体の条例でその伝建地区を選んで、そして、それを国が選定する、というシステムになっています。地域が主体になって保護する。そして、広域に保護する。生活をしている生きた文化財。現に生活している住宅を含めて保護していくという形で、この伝建が文化財として増えたことは、文化財保護法の歴史の中ではたいへん大きな意味があります。

文化的景観 そして次に、平成16（2004）年の改正では、今度は文化的景観が入ってくる。この文化的景観はもういうまでもなく世界文化遺産の影響ですね。世界文化遺産の中で、この文化的景観を保護していくという世界の流れがあって、日本もこれに追いついていかななくちゃいけないということです。これも非常に広域な範囲を、地方公共団体の行政を基礎にして保護していきます。

このように、文化財保護法の流れを全体として見れば、①地域が主体になった文化財の保護へ、②広範な地域を含む文化財の保護へ、そして、③柔軟な規制で保護するという方向へ、

大きく文化財行政の内容が変わってきているのです。もちろんというか、むしろそうであるからこそ、その一方で厳格な規制による保護、伝統的な保護行政が有意義であり、大切なのです。

（４）埋蔵文化財保護から文化財保護へ

そこで、埋蔵文化財です。昭和29（1954）年の改正のときに文化財の枠組みから外に出てしまいました。埋蔵文化財は最初から規制が緩やかです。文化財保護を求める学界や市民団体は規制が弱いといって批判し、開発事業者の側からは、こんな規制だけで発掘調査費を出さなければならないんですか、という声が出る場合もあるわけです。地方公共団体の担当者の皆さん方が調整にご苦労される場面も少なくないのです。

しかし、周知の埋蔵文化財包蔵地、最初の全国遺跡地図で約14万カ所、現在は約46万カ所ですが、これは厳密な範囲も地番もすぐには特定しきれない多数の埋蔵文化財包蔵地を網羅的に保護規制の対象にできたという、画期的な内容をもっています。だから、広い範囲を規制はするけれども、その規制の仕方は柔軟である。柔軟な保護であればこそ、幅広い保護が可能であった、ということになるわけです。戦後の文化財保護は、小数の指定物件を厳格な規制で保護するという伝統的な行政から始まり、その後、伝統的建造物群保存地区や文化的景観等を含んで広域保存と柔軟な保護手法が展開するという過程をたどってきたのですが、結局、埋蔵文化財の保護や埋文行政の在り方というのは、そういう今日的な文化財行政を何十年も早くから先取りしてやってきたんだということになるでしょう。望んでそうしてきたわけではないのですが、結果的には先駆的な役割を果たしてきているのです。先駆性は、ただそれだけではありません。

埋蔵文化財行政に関係する地方公共団体等の専門職員は、ピークの平成12（2000）年に7,000人を超えました。発掘調査や埋文行政で育った人材は、教育委員会のなかで専門職として頼りにされる。専門外ではあるけれども有形文化財、無形文化財、民俗文化財、天然記念物、文化的景観、伝建など、さまざまな地方公共団体が担うべき仕事の実務的な人的資源ともなってきたわけです。それぞれの分野に専門職がいることが望ましいのですが、定員は増やせない、で埋文職員に、となるわけです。皆さん方もきっと経験がありますね。

発掘調査をやるために埋文行政に入った私が、無形・民俗や野鳥・カモシカとつき合わされて、と残念がる人がいくらかはおいででしょうが、多くの方は埋文の発掘と行政で鍛えてきたからこそ、こういう文化財全般も支えていけるんだという気概をもって業務をこなしてこられたのだと思います。文化庁には史跡、天然記念物、有形文化財等々のそれぞれの分野に専門調査官がおいでになるわけですが、地方公共団体へいくと多様な実務を小数の職員がかけもちで担当し、埋文職員がそこで活躍する機会も多いわけです。埋文職員が文化財行政全般の考え方や仕組みを学習する絶好の機会でもあるわけです。

地方公共団体の埋蔵文化財行政は、必要に迫られてのことではありましたが、早くから発掘調査体制をつくり人材を育成してきた、そのことが文化財保護全般の推進にも大きな役割を果たしてきたのだということに自信をもって、これからも保護法関係の諸分野に「歴史

まちづくり」なども含め、いろいろな方面で活躍していただければと思います。そうした実績の積み上げが、文化財保護法第二条における「文化財」の定義の再編につながるかも知れません。

2. 埋蔵文化財行政と地域研究

(1) 個人の考古学研究と埋文行政の地域研究

個人研究と地域研究 さて、今日のテーマと直接関係するお話ですが、「埋文行政と地域研究」ということで、二つの黒丸で示しております（第3図）。上のほうは、地方公共団体専門職員の考古学的な個人研究、それから下は地方公共団体による埋文行政としての地域研究。

これは両方とも必要です。両方とも必要なんだけど、個人研究というのは、大学・研究機関と違って行政組織の中では必ずしも保証されない。埋文センターのような調査組織ではやや異なるかも知れませんが、やはり業務・本務優先でしょう。埋文行政の初期の時代、つまり1970年代の頃には、埋蔵文化財行政は考古学的な発掘調査をやっているのだから研究第一でやらなくちゃいけない、というふうに非常に機械的に理解する風潮がごく一部ですがありました。専門職員が個人的な考古学的関心で行政を引き回す、なんてことになれば、役所や国民に支持されるはずがありません。まだ、埋文行政の体制が固まっていない、流動的な時代でしたね。

だからといって、行政に個人研究は不要なんだ、といたいわけではないのです。それとは逆で、そうした注意点を踏まえたうえで、埋文行政は研究のしっかりできる専門職員を本来求めているのだと思います。民間の会社だって、自社の業務内容に研究熱心な人材を求め

埋蔵文化財行政と地域研究

●地方公共団体専門職員の個人的な地域研究

専門職員の深く幅広い専門知識や研究意欲が地方公共団体の地域研究を推進する。
諸学会・時代別・テーマ別・地域別研究会等への参加。

●地方公共団体による埋蔵文化財の地域研究（組織としての地域研究）

1. 地方公共団体にとって、所在する自然環境や文化遺産は所与の条件であって、選択することができないし、逃げることもできない。現にある条件の中からいかに地域の歴史を発見するか。
2. 現代の土地利用状況によって地域研究はさまざまな制約を受ける。いかに有利な条件を活かし、あるいはいかに困難な制約をのり越えて地域の歴史を発見するか。
3. 地域研究の成果は目に見える形で地域へ、全国へ発信されなければならない（現地説明会、展示、市民向け刊行物、市販図書、史跡公園等）。

→ 埋蔵文化財行政の半世紀の歴史は、開発事業者・地域住民・マスコミ・諸学会・市民運動等の協力が得て、多くの地域研究の実績を積み上げてきた。

第3図 埋蔵文化財行政と地域研究

るのと同じことです。埋文行政は専門性が高らかに高いわけですから、専門職員が力量をつねに高めていけるように職場が種々の配慮をおこなうことが必要でしょう。埋蔵文化財センターで紀要のような刊行物をもっているところでは、職員が積極的に執筆して自分の得意な専門分野をのびし広げるよい機会になると思いますし、地域研究の拠点にもなり得るわけです。

そんなことから、個人の考古学研究をしっかりとやって地域の文化財の意義を深く理解していく、そして個人のレベルでやる考古学研究と、行政としてやる地域研究、これを上手く調和させて進めていただくのが理想ではないでしょうか。この点については後でご発表になる方々が素晴らしい実例を報告されると思いますので、今日の私の話では組織としての地域研究がどうあるべきなのかという、この点に絞りたいと思います。

地域研究の特性 埋蔵文化財行政における組織としての地域研究の特性としては、以下の3点に特徴があるのではないのでしょうか（第3図）。

1番目。地方公共団体の埋文行政にとって、地域内に所在する自然環境や文化遺産は与えられた条件であって、それを選択することができないし、それから逃げることもできない。現にある条件の中からいかに地域の歴史を発見するか、が課題になります。大学等の研究では、一番研究課題に適した地域・資料を選ぶことができるわけです。地方公共団体が組織でやる地域研究は、そうはいかない。こういう制約があります。しかし逆にいうと、ある地域の埋文行政組織にとってはその地域の文化財研究を進めるのにいちばんよいポジションにいる、ということにもなるわけです。

そこで2番目。しかし、現在の土地利用状況によってその地域研究はさまざまな制約を受ける。いかに有利な条件を活かし、あるいはいかに困難な制約を乗り越えて、地域の歴史を発見するか、が課題になります。非常に条件の良い場合もあれば、もう手も足も出ないような厳しい条件の場合もあるわけです。しかし、結局、そういう条件の中で、どう克服していくのか、そして、利点がどこにあるのか、ということをよく考えざるをえないわけです。

それから3番目。地域研究の成果は目に見える形で地域や全国へ発信されなければならない。現地説明会ですとか、市民向けの展示会や刊行物、市販図書、それから、史跡公園などです。これはもう皆さん方が毎日苦勞してやっておられることですね。これもやはり大学の研究とは違うわけです。大学も近年は新たな方向を模索しているようですが、とにかく地方公共団体のやる組織的な地域研究というのは、最後に県民・市民に届いてはじめて行政としての役割が果たせるのだということです。

埋蔵文化財行政の半世紀における歴史では、開発事業者、地域住民、マスコミ、諸学会、市民運動など多方面の協力を得て、多くの地域研究の実績を積み上げてきました。要するに、毎日皆さんが役所でやっておられること、現場へ出て遺構検出に汗を流していること、整理室で作業をしていること、その毎日が行政としての地域研究の積み上げなんだということでしょう。以上の3点を踏まえ、地域研究がどのように進められているか、進めればよいのか、いくつかの実例を見たいと思います。

(2) 地域研究の実例から

鎌倉幕府跡の研究と課題 日本で唯一の遺跡がある市町村に所在する、としましょう。もちろんどの堅穴住居もどの埋葬遺構も日本で唯一なのですが、通史的に見て歴史のなかで重要な画期をなす遺跡というのはそうざらにあるものではないでしょう。わかりやすくいえば教科書に載るような遺跡、多くの国民が知っている遺跡です。そういう遺跡はもうたいてい史跡や特別史跡として手厚く保護されているわけですが、まだそこに至らない遺跡もあるわけです。その一つが鎌倉幕府の遺跡です。

鎌倉幕府の中央機構の所在した場所としては、^{おおくら}大倉幕府から^{うつのみや ずし}宇都宮辻子幕府へ、そして^{わかみや おおじ}若宮大路幕府へと三カ所遷ったとされています。『鎌倉市史』の中で高柳光寿さんが幕府の場所の推定をされて、その説が受け継がれてきました。これは山村亜希さんの研究書から転載した図（第4図）ですが、ここに鶴岡八幡宮があつて、その前から若宮大路が一直線にのびています。バスや車でやってきた観光客・修学旅行の生徒さんたちは、たいていこの若宮大路を通過して鶴岡八幡宮へ参り、さらに大仏さんや著名な寺院等を訪ねるコースなのですが、最初の幕府跡が鶴岡八幡宮のすぐ東側にあることはほとんど知らないで素通りするようです。ガイドさんが説明ぐらひはするのかも知れませんが、住宅や学校がたてこんでいますから、大型バスが入る余地はほとんどないし、入っても地表で見える遺構は何もありません。せっかく鎌倉の幕府跡近くへ行きながら、生徒さんたちはそれを知らずに教科書で源頼朝像を見たり、幕府の統治機構のようなことを学習するわけです。

とても惜しい、と誰もが思われるでしょうが、鶴岡八幡宮あたりは本当に都市化が進んでいます。重要さは分かっている、こういうところでどのように遺跡を研究し保護すればよいのか、現地へ行けば誰もがそう悩むでしょう。



第4図 鎌倉幕府の遺跡

もちろん地元の鎌倉市は、世界文化遺産登録を目指していますので、やはり一生懸命に発掘調査を、個人住宅から民間開発対応へと、いろんな努力はされています。例えば大倉幕府の推定地では、個人住宅や小さな民間開発でも試掘・確認調査をやっています。ある試掘地では、10面以上の生活面があって、14世紀ごろの柱穴や炉跡のようなものが確認されています（第4図、右）。さらに下層には大倉幕府の時期の遺構がのこされているかもしれない、と調査を紹介したパンフレットに書かれています。都市・鎌倉については、歴史学・歴史地理学的な研究や多くの場所での発掘調査がおこなわれており、報告書や研究書が刊行されてきたのですが、幕府跡そのものの解明はなお今後の課題として残されています。

大倉幕府推定地の北側の丘陵上には、源頼朝の墓と伝承されている石塔があります。それから、その南側の丘陵裾には白旗神社があります。「法華堂跡（源頼朝墓・北条義時墓）」という名で国の史跡に指定されています。だから、行政的にまったく手つかずということでもないのですが、なかなか幕府跡の遺構解明までは進めていないわけです。

戦後の歴史研究でもっとも研究が進んだのは中世史だともいわれるようですが、研究の詳しいことは知らなくても、日本の歴史のなかでの鎌倉幕府成立の重要性というのは、もうほとんど国民的な常識といってよいほどでしょう。一つの市における埋蔵文化財地域研究の課題ではありますが、重すぎる課題かも知れません。市は今後とも調査にいつそう尽力されるでしょうが、県や国も最大限の支援体制をとり、鎌倉幕府跡の恒久的な保存が進むことを多くの国民が望んでいるのではないのでしょうか。

比恵・那珂遺跡群 都市化と埋蔵文化財保護とのあいだで、多くの市町村の地域研究が困難に突き当たる場面があるわけです。そうしたなかでも発掘調査が進展して、弥生時代の集落像を変えるような大きな成果が出た事例もあります。福岡市の比恵・那珂遺跡群です。非常



第5図 比恵・那珂遺跡群

に広い範囲で弥生時代後期後半の集落の状況が明らかにされています。これは、福岡市の久住猛雄さんの論文から借用した図です（第5図）。真ん中を南北方向の直線道路が貫いて、北側に運河がある。この集落を、地元の方は弥生の都市だといっております。

この遺跡、どこにあるかといえば、博多駅のすぐ近くです。博多駅のあたりはもうみんなビル街です。現代都市の中心です。こういうところで、これだけの発掘調査成果を出している。市が発掘調査体制を整え、ながい年月をかけて粘りよくビル群のなかで調査を重ねてきた。その成果がこの図です。図を見ただけで感動しますね。

史跡鳥取城跡 次は鳥取市の史跡^{とっとりじょう}鳥取城跡です（第6図）。左の絵図の一番上に本丸、その下に二ノ丸、三ノ丸と記されています。中世からの城郭で、近世に池田家のお城となったものです。この三ノ丸が政庁で、役所的な仕事をする行政の中心です。この背後の山側に天球丸と二の丸があります。右上の写真で見ると、山裾のコンクリート建物が県立の高等学校で、三ノ丸の中にあるわけです。戦後の昭和32（1957）年にこの鳥取城跡が国指定史跡になっていますが、史跡地の中に現在の校舎がつくられました。

その時もいろいろ紛糾した経緯があったようですが、それはともかく、その時に建てられた校舎が半世紀を経て老朽化し、再び建てかえる話が出てきました。史跡指定地の中で、しかも藩政の中心となる政庁のようなところにコンクリート建物があってよいのか、ということが当然ながら問題になってきたわけです。そこで三ノ丸の東側の運動場、ここは絵図で^{くさ}蔵があった場所ですが、そこへ一部校舎を移転してはどうかという話になりました。

発掘調査をすると、絵図にある倉庫群の跡が一面に出てきました。こんな保存良好な遺跡を壊して、新たに校舎をつくるなんてことはとてもできない。一方、学校関係者の方々は、もちろんこの伝統ある校地に誇りをもっていらっしゃる、存続へのつよい思いがあるわけ



第6図 鳥取城跡

ですね。この校舎改築をどうするのかということで県教育委員会主催のタウンミーティングが開催されたり、議会や新聞でも相当に取りあげられました。最終的には教育長さんや知事さんが決断なさって、当面は現校舎の耐震補強工事をおこない、将来の全面改築の時には学校を史跡指定地外へ移して三ノ丸を史跡にふさわしい姿で活用するという方向が出されました。

地域研究から遺跡の保護へ このような話は、お城のある都道府県・市町村の皆さんならたいてい経験されていることでしょう。特別史跡の姫路城跡や彦根城跡もそうですし、史跡小田原城跡もそうです。戦後の史跡の保護行政では、お城の中にある官公庁・学校などの建物がある公有地や私有地を少しずつ少しずつ史跡にふさわしい元の姿へ戻していく努力が積み重ねられてきました。そういう時に、ただ史跡だから出ていってください、と役所的にいったって聞く耳をもっていただけませんね。絵図や史料で歴史を復元し、発掘調査で確かにここに昔の遺構があるのだという客観的な事実を提示してこそ、説得力が増すというものでしょう。こういう時にこそ地域研究の成果が発揮されるわけです。発掘調査による地域研究の成果が現地説明会や講演会、マスコミ報道などで広く市民に伝えられる、そういう小さな成果の積み重ねがボディブローのような効果を発揮して保護行政もまた進展するのだということでしょう。

現地説明会や講演会で、調査担当者がいきいきと成果を説明します。こういう時に、個人研究をしっかりやっておられる方のお話には、自信と説得力が感じられますね。専門用語を連ねるばかりではなく、市民のふつうの言葉で話す工夫もされている。個人研究といい組織的な研究といっても、保護行政のなかでは一体のものとして力が発揮されるわけです。



第7図 アルプス周辺の先史時代杭上住居群

3. 自然と歴史の特性を活かした地域研究・埋文行政

(1) 世界文化遺産とグローバルスタンダード

「アルプス周辺の先史時代杭上住居群」 話題を変え、世界文化遺産について少し考えてみましょう。今、日本の世界文化遺産の暫定リストには「百舌鳥・古市古墳群」、「北海道・北東北の縄文遺跡群」、「金を中心とする佐渡鉱山の遺跡群」などがあがっています。関係の地元としては、登録をつよく熱望しておられるわけですが、なかなか進まない（その後「百舌鳥・古市古墳群」は日本政府の候補になった）。

こうした暫定リストの物件の多くは、学術的に見て重要であるばかりでなく、世界文化遺産として各国の人たちに知ってもらうだけの重要性はあると思います。重要性をもっていますが、問題はその重要性をどういうふうにして説明・説得するかという、これも研究の力にかかっているわけです。研究の力点をどこに置いて説明するのか、このことが大事でしょう。

最近、私が世界文化遺産に関して感銘を受けたのは、平成23（2011）年に「アルプス周辺の先史時代杭上住居群」が登録されたことです。これは、スイス、オーストリア、フランス、ドイツ、イタリア、スロベニアの五カ国が共同で提出した候補でした。アルプスを取り巻くこれらの諸国は、旧石器時代には氷河で覆われた土地が多かったのですが、一万年ほど前から後氷期となって地球が温暖化しはじめます。氷河が後退し、谷を削った跡地に水がたまって各地にたくさんの湖ができた。そういう湖を生業の場として、新石器時代、青銅器時代、鉄器時代の集落ができたわけです。その湖の岸边や渚のところに杭を立てて家を建てる、集落を営むということになります。



第8図 地質学・堆積学を中心に理化学分析の重視

これは湖の中での発掘調査風景です（第7図）。グリッドを組んで、這いつくばって発掘調査をしている。小さく石ころのように見えるのが住居の柱や杭です。水上のボートで見守りながら、発掘調査を進めています。水の中には遺物がたくさん埋まっています。水中遺跡ですから有機物が特によくのこります。しかし、地表には何もないわけです。現代の風景しかないのです。ヨーロッパの文化遺産というと、たいてい石でつくった建造物の基礎だとか、城壁だとか、そういう地表に突き出た立体的なものですから、見てわかりやすく世界文化遺産にもなりやすいという一面があります。

それに対して、日本の先史遺跡などはたいてい木でつくった建物です。地表に構造物がほとんど残らない。古墳などは例外です。地表で見られる生活跡や集落跡はほとんどない。だから、日本の遺跡はハンディを背負っているのですが、ヨーロッパの遺跡の中でも、地表に何も残らない遺跡が世界文化遺産になった、ということで非常に驚いたわけです。

どのようにして、これを世界文化遺産へ登録するのに説明したかという、ここに書いたように、地質学と堆積学を中心に、自然科学的分析を重視した（第8図）。3カ国語で100頁の解説書を作成して、年輪年代、建築構造の変化、集落の構成、水位の変化と気候変動、植物層と穀物、石器・土器・木器容器・織物・装身具・発火・墓制・牧畜などの波及ですね。金属器の波及、交易や交通、こういうものを自然科学的な手法を徹底的に駆使して説明したわけです。こんな特異な遺物がある、あんな珍しい遺構があるという羅列ではなく、環境を軸にして自然と人間との関わりを掘り下げてストーリーをつくったのです。

地質学・堆積学の重要性 一番基本になるのは、地質学とりわけ堆積学です。日本の埋蔵文化財行政では、毎年これだけたくさんの発掘調査をやっていて、埋文専門職員が約5700人もいるのですが、地質学で大学を出た人はほんの数えるほどしかいません。毎日、土を掘り



第9図 テフラ研究と落とし穴

ながら、土層や遺構内埋土の線引きはおおむね先輩から教えられた経験的なやり方を踏襲するわけですね。それはそれなりに成果をあげているのですが、堆積学的な見方で分析すればもっといろいろなことがわかる可能性があるのです。大阪市の沖積平野での発掘調査の報告書に地質専門の方が描かれた地層断面図が掲載されることがあるのですが、同じ沖積平野で考古の方の描かれた地層図と比較しますと、土の見方がほんとに違うのだということがよく分かります。

フランスの開発関係発掘調査実施機関である国立事前考古学研究所や、イギリスでそうした発掘調査を支援するイングリッシュ・ヘリテッジといった国関係機関には、地質部門の専門家が配置されています。フランスでは、事前考古学研究所の地方出先機関にも地質学の専門家がいます。試掘調査のトレンチをあけたあと、考古学の人と地質学の人と一緒に断面図を作製している様子を見たことがあります。日本では、残念ながら東京・奈良の文化財研究所にもまだ地質学・堆積学の専門ポストがありません。国や都道府県でこういう分野の専門家が活躍するようになれば、日本の埋蔵文化財行政は量的な達成とともに、学術的な質の面でもいっそう向上することでしょう。

自然科学的な分析は、日本の事前発掘調査でもたくさんやっています。分析で活躍している民間会社もいくらかあります。平地の沖積層にある集落遺跡を掘ればよく有機質の遺物が出てきます。木片が無くても、土壌中の花粉や珪藻の分析で人びとの暮らしていた自然環境が分かります。石器が出れば、岩石の産地とのつながりが問題となるでしょう。地表には何にもない、しかし、土の中から過去の歴史が浮かびあがる。こういう自然科学の諸分野との連携、文献史学との連携などを深めることが、結局、埋文行政における組織的な地域研究の質を高めていくうえでこれからますます重要になってくるように思います。



第10図 白滝遺跡群

(2) 地域の自然と歴史の特性を活かす

火山灰層と落とし穴 日本は、地震、火山、台風、津波といったように自然災害の多い国です。命を奪い生活に多くの苦難をもたらしますが、歴史の痕跡を地中に封じ込めて、後世、歴史の復元に役立つ一面もあります。その代表的な例が台地や丘陵の地表近くに堆積している火山灰地層です。火山灰層が考古資料の年代的な変遷、つまり編年をつくりあげるうえでとても重要な役割を果たしていることはご承知の通りです。AT火山灰（^{あいらたんざわ}始良丹沢火山灰、約2万9000年前）やアカホヤ火山灰（約7000年前）のような広域火山灰層と各地火山の火山灰層が組み合わさって、日本列島全域で年代的な前後関係を比較できる場合もあるわけです。

落とし穴を例にあげてみます（第9図）。左上が静岡県三島市の^{はつねがはら}初音ヶ原遺跡の落とし穴例です。AT火山灰層より下の第3黒色帯（BB3層）中から穴が掘り込まれています。3万年あまり前という年代です。左下は鹿児島県中種子町^{たちきり}立切遺跡の落とし穴で、アカホヤ、ATよりも下位の種4火山灰層（約3万5000年前）の下で穴が発見されました。この遺跡の20基あまりの落とし穴が、現在、列島最古ということになります。縄文時代になると落とし穴の数は膨大になりますが、栃木県茂木町の^{とや}登谷遺跡で検出された82基の落とし穴は、年代が分かって興味深いですね（第9図右）。アカホヤ火山灰等の検出や放射性炭素年代などにより、落とし穴の年代を縄文時代草創期から紀元1100年までとしております。

ヨーロッパでも、近年、落とし穴の遺構が相次いで発見されるようになりました。フランスのシャンパーニュ地方では、放射性炭素年代で1万年前を少しこえるような古さの落とし穴があり、列状の配置も確認されています。中石器時代・新石器時代ということになります。ヨーロッパの石灰岩地帯は一般に表層土が薄いのですが、この地域には段丘地形が発達しており、穴の掘削が容易な土壌だったようです。ヨーロッパでも火山灰層の堆積する地域はあ



第 11 図 白滝ジオパークと遠軽町埋蔵文化財センター

りますが、部分的です。沖積地以外の開地遺跡では、層位的な研究がなかなか難しい。昨年フランスで国立事前考古学研究所とフランス先史学会の共催で「中石器時代に掘る」というシンポジウムがありました。新発見の落とし穴を中心とした内容で、誘われてわたしも先に紹介したような日本の落とし穴例やその他の掘削遺構例を報告したのですが、参加者の皆さんは日本の火山灰層序とそこでの落とし穴検出状況につよい関心をもったようでした。もちろんそうした調査成果が日本の進んだ埋蔵文化財行政の成果であることは、よく承知されているわけです。

白滝の黒曜石とジオパーク どの地域にも自然環境と歴史に特性がある。特有の個性を地域研究の柱として、文化財行政を進めている地方公共団体が各地にあります。例えば、北海道遠軽町には赤石山^{あかいしやま}という黒曜石の産地があります。すこぶる良質な漆黒の黒曜石なのですが、褐色の模様が入ったり赤みのつよい黒曜石がある。それで赤石山なのでしょう。この山麓の湧別川沿いの河岸段丘上に、旧石器時代を中心とした白滝遺跡群^{しらたき}が並んでいます(第10図)。この遺跡群の中に旭川紋別自動車道が建設されることとなり、1995年から北海道埋蔵文化財センターが発掘調査を実施しました。それより前には赤石山山腹^{ほろかさわ}の幌加沢遺跡遠間地点で札幌大学が発掘調査をしていたし、もっと古い研究の発端には遠間栄治さんの膨大な黒曜石製石器の採集資料があったわけです。遠軽町は、こうした資料を活かして合併前の旧白滝村役場庁舎を展示施設に改装し、白滝ジオパークの展示室と、国の重要文化財に指定された黒曜石製石器を展示する埋蔵文化財センターを設けました(第11図)。自然と人間の歴史の両方がそろったことがつよみです。石器は確かに素晴らしくて見栄えもするのですが、遺物だけで満足するのではなく、黒曜石を産する山全体と結びつけて地域研究を進め、その成果を町民に示すとともに全国へ発信しようとした関係者の努力が何より素晴らしい



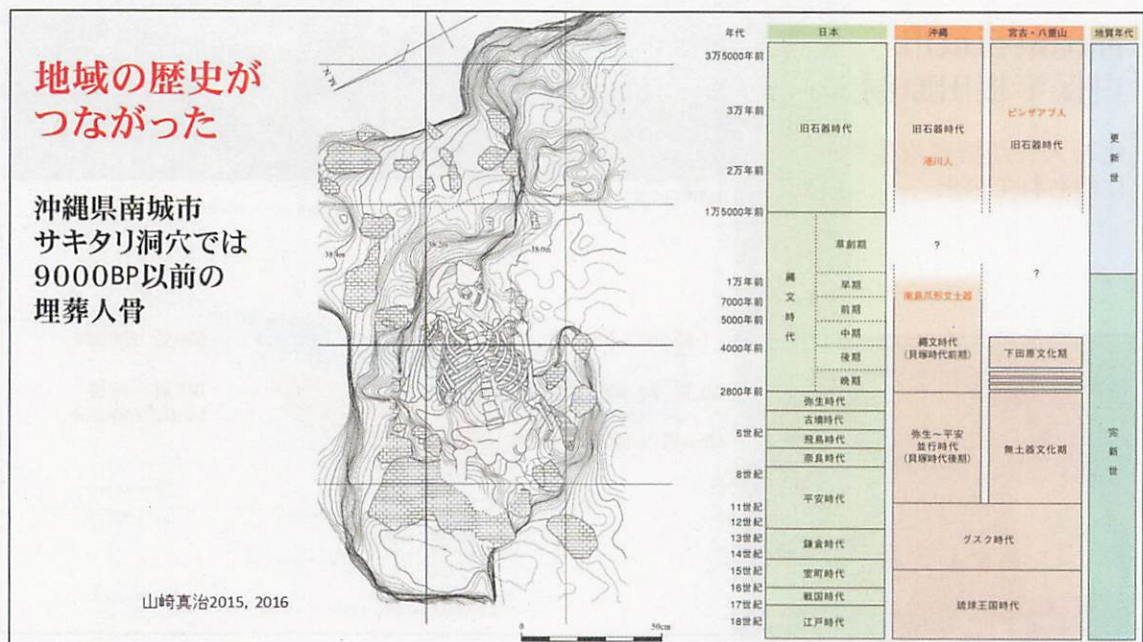
第12図 白保竿根田原洞穴

ですね。

沖縄の石灰岩洞穴と化石人骨 もう一つ旧石器時代の事例です。日本の旧石器時代遺跡は1万カ所以上あるのですが、火山灰などの酸性土壌が多いため、人間の骨や食料となった動物の骨がほとんどのこらない。石器ばかりが残るのです。ところが沖縄県はこれと逆なんです。人類学で旧石器時代の化石人骨だと判断された遺跡が、1980年代までに8カ所確認されました。著名な^{みなとがわ}港川人骨などですね。隆起珊瑚礁に形成された洞穴や岩陰が多いものですから、石灰質で骨の保存に適した自然条件があるわけです。ところが、確実に旧石器時代の石器だと学界で広く認められた石器が無い。人骨は同じ層の動物化石の種類や放射性炭素年代で旧石器時代と推定できるけれども、化石人が使った石器がなければ、文化的に旧石器時代かどうかを判断する手がかりがない、といった困った状況がながく続いてきたわけです。しかも人骨は断片的な場合が多く、骨格部位がそろっていてもばらばらな出土状態で、埋葬かどうか判断できない。

ところが八重山の石垣市で新しい空港をつくるさいに、予定地の地下洞で洞穴学の専門家が化石人骨を発見しました。人類学界は調査をつよく望みました。沖縄県埋蔵文化財センターが平成21(2009)年からこの^{しろほさおねたばる}白保竿根田原遺跡の発掘調査を開始し、ついにほぼ全身骨格のそろった人骨が、しかも葬られた状態で発見されたのです(第12図)。人類学の専門家や調査担当者は、風葬墓(崖葬墓)だと見抜きました。出土した人骨はおよそ1100点で、10個体をはるかにこえると見積もられています。

何よりも重要なのは、これら人骨が複数文化層を含む成層構造堆積物の下部から発見されたことです。上からいえばグスク時代の包含層、1800年前の津波層、4000年余り前の^{しもた}下田原期包含層、約1万1000年前の包含層などが続いて、その下に約2万8000年前から約2万年前

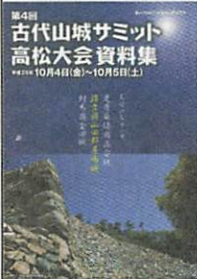


第13図 サキタリ洞穴

の旧石器時代化石人骨層が埋もれているのです(図の年代は未校正年代)。これまで旧石器人骨と下田原期以降の歴史が大きく離れていましたが、白保の調査でようやく地層のなかで歴史の空白が埋まり、地域の歴史が旧石器時代からすでに知られている先史時代へとつながったわけです。炭素年代だけで歴史がつながるのではないでしょう。文化の中身、つまり文化層の重複が大切なのです。万をこえる年代の隙間を埋めた地域研究の成果は、これからの沖縄県の埋文行政にとどまらず、日本列島や東アジアの考古学・人類学研究に計り知れないほどの影響を及ぼすでしょう。沖縄本島の南城市サキタリ洞窟では9000年前より古い埋葬人骨が発見されています(第13図)。これは県立博物館による学術調査ですが、白保の成果とあわせ、歴史のつながりの確認が沖縄県全域へ及ぶことが期待できそうです。

古代山城の地域研究と地方公共団体の連携 最後に、地域研究を通じて地方公共団体間の連携を深める試みの紹介です。平成19(2007)年から神籠石サミット、平成22(2010)年からは古代山城サミットが開催されてきました(第14図)。古代山城はたいてい史跡となっていますが、広い指定地の整備や建物復元に際して発掘調査が多くおこなわれます。そういう調査の成果を関係市町村が持ち寄って研究を深め、あわせて市民参加で山城にかかわるさまざまな企画を盛り上げようとする試みです。サミットですから市町村の首長がリーダーになる。埋蔵文化財行政はなんといっても行政の、教育委員会の一部門に過ぎないのですから、首長が旗振り役になってくれることは、とても有り難いことですね。といっても持ち回りで世話役になった市の担当職員はたいへんなのだと思いますが、地域研究と埋蔵文化財行政の幅を拡げ、市町村の担当者間で連携を深めるよい機会となっているのではないのでしょうか。韓国の本場の山城に出かける企画などもあったようですが、行政のなかではなかなか得がたい機会だったと思います。国際的な交流にもなるわけですね。

地域研究と地方公共団体間の協力



第4回
古代山城サミット
高松大会資料集
発行 10月4日(金)～10月5日(土)

ご静聴ありがとうございました

引用文献一覧

沖縄県立埋蔵文化財センター編・発行2013『白保芋根田原洞穴遺跡』
鎌倉市教育委員会編・発行2011『鎌倉の埋蔵文化財14』
北の縄文世界展実行委員会編・発行2010『北の縄文世界 土偶からのメッセージ』
久住猛雄2008『福岡平野 比恵・那珂遺跡群』『集落からよみ弥生社会』同成社
小林達雄編2005『縄文ランドスケープ』アム・プロモーション
第4回古代山城サミット高松大会実行委員会2013『第4回古代山城サミット高松大会資料集』
鳥取市文化財団編・発行2011『鳥取城跡遺跡(第20次調査)』
中村信博1998『溝型竪穴研究序説』『栃木県考古学会誌』19, pp.47-90
北海道埋蔵文化財センター編・発行2009『白滝遺跡群区』
山崎真治2015『島に生きた旧石器人 沖縄の洞穴遺跡と人骨化石』新泉社
山崎真治編2016『サキタリ洞窟発掘調査概要報告書』Ⅲ、沖縄県立博物館・美術館
山村亜希2009『中世都市の空間構造』吉川弘文館
Association pour l'inscription des 'Sites palafittiques préhistoriques autour des Alpes' au Patrimoine mondial de l'UNESCO 2009 PALAFITTES



岡山県総社市
鬼ノ城

第14図 地域研究と地方公共団体間の協力

おわりに

埋蔵文化財行政と地域研究、個人研究と組織としての地域研究、これらに関連して法や行政の変遷と、いくつかの地域研究の実例を概観してきました。埋蔵文化財行政にとって、地域研究は不可能なことを可能にする場合があります。行政上のさまざまな困難、とくに遺跡の破壊か保存かが問われた時、問題を打開できる可能性を秘めている。すぐに効果が無くても、いつかは生きる。地域研究は埋文行政にとっての武器のようなもの、といってよいかもしれません。別にけんかをするわけではありませんが、武器無くして戦えない。しかも行政と研究、そして個人研究と組織的研究という二刀流を使うことができるのです。大刀と小刀、どちらが大事かと問うても意味はなく、両方をうまく使いこなす人が達人です。行政といい研究といい、個人研究といい組織研究といっても、とどのつまりはそれらを使うのは行政マンであり研究者でもある一人ひとりの専門職員です。

日本の埋蔵文化財行政の黎明期には、坪井清足さんという卓越した両刀使いがいたのです。昨年（2016年）亡くなられましたが、文化庁で鑑査官、奈良国立文化財研究所で所長を務められました。1964年以降の覚書に基づく埋文行政、1964年体制と私は呼んでいます。この体制ができる頃にも文化庁で活躍されました。一方で、縄文時代から古代、近世城郭など広い分野にわたる考古学の業績もよく知られています。優れた指導者がいて、行政と研究がうまくかみ合ったのですね。奈良国立文化財研究所で育った若手が地方公共団体へ移り、例えば大宰府跡・多賀城跡・一乗谷朝倉氏遺跡といった遺跡の発掘調査体制をつくってその調査成果を行政に活かしていった。奈良の研究所でおこなわれた各地方公共団体職員の研修は、発掘調査の質を向上させたことはもちろんですが、学術的な雰囲気の中かで専門職員どうしが自治体の枠を超えて横につながる貴重な機会ともなったわけです。そうした第一世代・第二世代の専門職員の苦労と努力が今日の国・地方の埋蔵文化財行政の基礎となっています。

埋蔵文化財行政はあくまでも役所の一部門です。しかし、役所の仕事に命を吹き込むことができるかどうか、生きた文化財行政を進めることができるかどうか、専門職員の皆さんの行政・研究両面での活躍がほんとに大きいのだと思います。今後のいっそうの活躍を期待して、今日の話を終わります。

【図の出典一覧】

第4図左：山村亜希 2009『中世都市の空間構造』吉川弘文館

第4図右：鎌倉市教育委員会編・発行 2011『鎌倉の埋蔵文化財』14

第5図右：久住猛雄 2008「福岡平野 比恵・那珂遺跡群」『集落からよむ弥生社会』同成社

第6図：鳥取市文化財団編・発行 2011『鳥取城跡遺跡（第20次調査）』

第7図・第8図：Association pour l'inscription des 'Sites palafittiques préhistoriques autour des Alpes' au Patrimoine mondial de l'UNESCO 2009 *PALAFITTES*

第9図右：中村信博 1998「溝型陥し穴研究序説」『栃木県考古学会誌』19、栃木県考古学会

第10図：北海道埋蔵文化財センター編・発行 2009『白滝遺跡群IX』

第12図：沖縄県立埋蔵文化財センター編・発行 2013『白保竿根田原洞穴遺跡』

第13図：山崎真治 2015『島に生きた旧石器人 沖縄の洞穴遺跡と人骨化石』新泉社、山崎真治編 2016『サキタリ洞遺跡発掘調査概要報告書』Ⅲ、沖縄県立博物館・美術館

第14図：第4回古代山城サミット高松大会実行委員会 2013『第4回古代山城サミット高松大会資料集』



平成 28 年度第 1 回埋蔵文化財担当職員等講習会の様子（秋田拠点センターアルヴェ）